

# 光化学スモッグ緊急時対策基本方針

平成20年2月20日

熊本県環境生活部環境保全課

## 1 目的

近年西日本一帯において、光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダントをいう。以下同じ。）の発生に伴い、目やのどの被害症状など健康への影響が懸念されていることから、的確な注意喚起及び効果的な光化学オキシダントの削減策を推進し、県民等の健康被害を未然に防止することを目的とする。

## 2 光化学オキシダントの観測

県内に設置されている大気汚染常時監視測定局の光化学オキシダント測定機器により、光化学オキシダントの濃度を常時監視する。濃度は1時間値を測定するものとし、その方法は大気汚染防止法施行規則第18条に準ずる。また、汚染が広域であることにかんがみ、必要に応じて隣県における近隣の測定局の測定値を把握する。さらに、測定局による大気汚染常時監視体制を補完するため、大気環境測定車を活用し測定を行う。

なお、今後とも監視体制の整備に努める。

## 3 光化学スモッグ注意報等の発令及び発令対象地域

光化学スモッグが発生した際には、別表に定める発令基準に基づき、光化学スモッグ予報、注意報、警報及び重大警報を発令する。

発令対象地域は県内全域とし、これまでの観測データ等をもとに市町村をあらかじめ大気汚染の状況が類似すると見込まれる地域（以下「発令地域」という。）に分け、発令地域の状況と関係する測定局の測定結果に基づいて発令地域ごとに注意報等を発令する。

なお、発令地域については、測定局の測定結果と、測定局のない地域では大気環境測定車を用いた結果を解析し、適宜見直しを行う。

#### 4 光化学スモッグ注意報等発令時の措置

光化学スモッグ注意報等を発令した場合、健康被害を未然に防止するため、別表に定める周知対象に迅速な周知を行う。

また、光化学スモッグの原因物質の排出量を削減するために、注意報等を発令した地域に立地する別表備考に定める特定工場に対して、別表に定める措置をとる。

さらに、注意報等（予報を除く。）を発令した地域の県民等に対しては、自動車排気ガス量を削減するため、自動車運行の自粛を求める。重大警報発令時には、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置の実施を要請する。

なお、本措置については、光化学スモッグの発生要因に係る実態に即した対応が図られるよう、知見の収集に努める。

#### 5 光化学オキシダントの削減

ばい煙排出者及び県民に対して、光化学スモッグが発生していない状況においても大気汚染物質の排出削減に努め、環境への負荷低減を図るよう協力を求める。

別表備考に定めるばい煙発生施設又は揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）排出施設を設置している工場及び事業場に対しては、自主検査の実施を徹底し、環境への負荷低減を図るよう要請する。

さらに、自動車排気ガスの削減を行うための施策を総合的に推進し、県民等の協力と理解を得られるように努める。

#### 6 調査研究及び国への要望等

光化学オキシダントによる大気汚染状況については、九州各県とも連携して調査解析をすすめ、今後の光化学スモッグ対策に資する。

また、近年みられる光化学スモッグは、工場及び事業場の立地が少ない地域でも観測され、汚染も広範囲に及ぶことから、国に対して早急な汚染原因の特定及び対策を求めていく。

別 表

発令呼称	発令基準	周知対象	措置内容
光化学スモッグ予報	大気中の光化学オキシダント濃度の1時間値（以下「1時間値」という。）が0.1ppm以上となり、0.12ppmに達するおそれがある場合	市町村、関係機関* <sup>1</sup> 及び特定工場* <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び関係機関に、注意報の発令に備えた準備を要請</li> <li>ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量（通常量。以下同じ。）及びVOCに係る特定工場のVOC排出量の削減準備について協力を要請</li> </ul>
光化学スモッグ注意報	1時間値が0.12ppm以上になった場合	市町村、関係機関* <sup>1</sup> 、特定工場* <sup>2</sup> 及び県民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請</li> <li>ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を削減するよう協力を要請</li> </ul>
光化学スモッグ警報	1時間値が0.24ppm以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請</li> <li>ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を原則として20%削減するよう勧告</li> </ul>
光化学スモッグ重大警報	1時間値が0.4ppm以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請</li> <li>ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を原則として40%削減するよう命令</li> <li>公安委員会へ道路交通法の規定による措置を実施するよう要請</li> </ul>

備考

\* 1：関係機関とは、報道機関及び教育、福祉等の施設を所管する県の関係各課などをいう。

\* 2：特定工場とは、以下の工場及び事業場をいう。

- 大気汚染防止法第2条第2項及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第7条第2項に規定するばい煙発生施設を設置し、その総排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/h以上の工場及び事業場（ばい煙に係る特定工場）
- 大気汚染防止法第2条第5項に規定するVOC排出施設を設置している工場及び事業場（VOCに係る特定工場）